2026年９月25日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区内神田二丁目３番４号
サンケイリアルエステート投資法人
代表者名　　執行役員　　太田　裕一
（コード番号：2972）

資産運用会社名
株式会社サンケイビル・アセットマネジメント
代表者名　　代表取締役社長　　太田　裕一
問合せ先　　財務・IR部長　　渡邉　昭男
ＴＥＬ：03-5542-1316

会社名
株式会社シティインデックスフィフス
代表者名　　代表取締役　　福島　啓修

株式会社シティインデックスフィフスによるサンケイリアルエステート投資法人（証券コード：2972）投資口に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社シティインデックスフィフスは、2026年９月25日、サンケイリアルエステート投資法人の投資口を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせします。

以　上

本資料は、株式会社シティインデックスフィフス（公開買付者）が、サンケイリアルエステート投資法人（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第１項第４号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）
2026年９月25日付「サンケイリアルエステート投資法人（証券コード：2972）投資口に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026年９月25日

各 位

会　社　名　株式会社シティインデックスフィフス
代 表 者 名　代表取締役 福島　啓修

サンケイリアルエステート投資法人（証券コード：2972）投資口に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社シティインデックスフィフス（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年９月25日、サンケイリアルエステート投資法人（証券コード：2972、以下「対象者」といいます。）の投資口（以下「対象者投資口」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

１．本公開買付けの内容

（１） 対象者の名称

サンケイリアルエステート投資法人

（２） 買付け等を行う株券等の種類

投資口

（３） 買付け等の期間

① 届出当初の期間

2026年９月28日（月曜日）から2026年11月10日（火曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

③ 期間延長の確認連絡先

該当事項はありません。

（４） 買付け等の価格

投資口１口当たり125,000円

（５） 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
投資口	375,636(口)	118,732(口)	―(口)
合計	375,636(口)	118,732(口)	―(口)

（６） 決済の開始日

2026 年 11 月 17 日（火曜日）

（７） 公開買付代理人

フィリップ・キャピタル証券株式会社

東京都港区虎ノ門一丁目 23 番１号　虎ノ門ヒルズ森タワー

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

マネックス証券株式会社（復代理人）　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

２．本公開買付けの概要

公開買付者は、日本法に基づき 2012 年 10 月に設立された株式会社であり、有価証券の保有、運用及び投資を主な事業として営んでいます。公開買付者は、本日現在において、株式会社東京証券取引所の不動産投資信託証券市場（以下「東証 REIT 市場」といいます。）に上場している対象者投資口を所有しておりませんが、公開買付者の法第 27 条の２第７項第２号に規定する特別関係者に該当する関係にある株式会社シティインデックスイレブンス（以下「シティインデックスイレブンス」といいます。）は対象者投資口を 2,001 口（所有割合（注１）：0.43%）、法第 27 条の２第７項第２号に規定する特別関係者に該当する関係にある株式会社 ATRA（以下「ATRA」といいます。）は対象者投資口を 45,289 口（所有割合：9.70%）、法第 27 条の２第７項第２号に規定する特別関係者に該当する関係にある株式会社 C&I Holdings(以下「C&I」といいます。)は対象者投資口を 46,182 口(所有割合:9.89%)、法第 27 条の２第７項第２号に規定する特別関係者に該当する関係にある野村絢氏は対象者投資口を 46,174 口（所有割合：9.89%）所有しており、シティインデックスイレブンス、ATRA、C&I 及び野村絢氏（以下、総称して「特別関係者」といいます。）の合計で対象者投資口を 139,646 口（所有割合：29.90%）所有しております。なお、公開買付者は、ATRA 及び野村絢氏との間で、ATRA 及び野村絢氏が所有する対象者投資口（以下「本不応募投資口」といいます。）について、本公開買付けに応募しない旨をそれぞれ個別に独立して口頭で合意しております。また、公開買付者は、シティインデックスイレブンス及び C&I との間で、シティインデックスイレブンス及び C&I が所有する対象者投資口について、本公開買付けに応募する旨をそれぞれ個別に独立して口頭で合意しております。なお、野村絢氏は、本公開買付けの成立後に公開買付者が対象者投資口のスクイーズアウト手続を行う場合、その所有する対象者投資口の全てを、価格の均一性は遵守した上で、１口 125,000 円で ATRA に譲渡するとのことです。

（注１）「所有割合」とは、対象者第 14 期有価証券報告書に記載された 2026 年２月 28 日現在の発行済投資口の総口数（467,099 口）から、同日現在の対象者が所有する自己投資口数（０口）を控除した投資口数（467,099 口）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の記載について同じとします。

今般、公開買付者は、東証 REIT 市場に上場している対象者投資口の全部（但し、対象者が所有する自己投資口及び本不応募投資口を除きます。）を取得し、対象者を非公開化することを目的として、本公開買付けを開始することを決定いたしました。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を 118,732 口に設定しており、本公開買

付けに応募された投資口の総数が買付予定数の下限（118,732 口）に満たない場合は、応募投資口の全部の買付け等を行いません。買付予定数の下限は、2026 年２月 28 日現在の発行済投資口の総口数（467,099 口）に対して公開買付者グループ（公開買付者及び対象者投資口を保有している特別関係者を総称していいます。）が対象者投資口の併合に係る議案を可決するために必要となる本公開買付け後の取得割合である 41%を上回る 45%に相当する投資口数（210,195 口）から、本不応募投資口の投資口数を控除した投資口数として設定しております。他方で、本公開買付けにおいて、公開買付者は、公開買付者グループが、対象者投資口の全て（但し、対象者が所有する自己投資口を除きます。）を取得することにより、対象者を非公開化することを最終的な目的としていることから、買付予定数の上限を設定しておらず、応募投資口の全部の買付け等を行います。

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が 2026 年９月 28 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以　上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、投資主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じです。）第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの規定の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能なものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部について英語で作成される場合において、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するもので

はありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者及びその関連者並びに公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14ｅ－５条(b)の要件に従い、対象者投資口を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても開示が行われます。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する投資口の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。